

国港総第 6 5 4 号  
国港技第 9 5 号  
令和 2 年 3 月 1 7 日

各地方整備局特定部局長 殿

港 湾 局 長  
(公 印 省 略)

令和 2 年度及び令和 3 年度の工事等に対する政府調達に  
関する協定の適用等について

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額」（令和 2 年財務省告示第 20 号）が告示され、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に締結される調達契約に関する政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の適用範囲が定められたこと等を受け、次のとおり諸通知を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

次に掲げる通知においては、別紙の当該通知に応じた表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

1. 「一般競争入札の実施について」  
(平成 6 年 6 月 22 日港管第 1385 号)
2. 「入札保証金の取扱いに関する試行について」  
(平成 22 年 5 月 20 日国港総第 135 号、国港技第 20 号)
3. 「建設コンサルタント等に係る公募型プロポーザル方式の実施について」  
(平成 6 年 9 月 30 日港管第 2217 号)
4. 「建設コンサルタント等に係る公募型指名競争入札の実施について」  
(平成 6 年 9 月 30 日港管第 2216 号)

#### 附 則

この通達による改正後の各規定は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

## 1. 「一般競争入札の実施について」(平成6年6月22日港管第1385号)

改正後	改正前
<p>1 対象工事</p> <p>地方整備局(港湾空港関係に限る)が発注する工事のうち一件につき見積価額が<u>6億9千万円</u>以上の契約を対象とするものとする。</p>	<p>1 対象工事</p> <p>地方整備局(港湾空港関係に限る)が発注する工事のうち一件につき見積価額が<u>6億8千万円</u>以上の契約を対象とするものとする。</p>

## 2. 「入札保証金の取扱いに関する試行について」

(平成22年5月20日国港総第135号、国港技第20号)

改正後	改正前
<p>2 対象事業</p> <p>上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、契約業者取扱要領(昭和55年12月1日付け港管第3722号)第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事については、1件につき予定価格が<u>6億9千万円</u>以上の工事、第6号に掲げるその他工事については、工事請負業者選定事務処理要領(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については、1件につき予定価格が3億円以上の工事、その他の工事種別については1件につき予定価格が<u>6億9千万円</u>以上の工事とするものとする。</p>	<p>2 対象事業</p> <p>上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、契約業者取扱要領(昭和55年12月1日付け港管第3722号)第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事については、1件につき予定価格が<u>6億8千万円</u>以上の工事、第6号に掲げるその他工事については、工事請負業者選定事務処理要領(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については、1件につき予定価格が3億円以上の工事、その他の工事種別については1件につき予定価格が<u>6億8千万円</u>以上の工事とするものとする。</p>

3. 「建設コンサルタント等に係る公募型プロポーザル方式の実施について」

(平成6年9月30日港管第2217号)

改正後	改正前
<p>1 対象業務</p> <p>本手続の対象業務は、「建設コンサルタント等に係るプロポーザル方式の実施について(平成6年9月30日港管第2215号。以下「プロポーザル方式実施通達」という。)記1各号に掲げる業務のうち、1件につき見積価額が<u>6,900万円</u>以上のものとする。</p>	<p>1 対象業務</p> <p>本手続の対象業務は、「建設コンサルタント等に係るプロポーザル方式の実施について(平成6年9月30日港管第2215号。以下「プロポーザル方式実施通達」という。)記1各号に掲げる業務のうち、1件につき見積価額が<u>6,800万円</u>以上のものとする。</p>

4. 「建設コンサルタント等に係る公募型指名競争入札の実施について」

(平成6年9月30日港管第2216号)

改正後	改正前
<p>1 対象業務</p> <p>本手続の対象業務は、契約業者取扱要領(昭和55年12月1日付け港管第3722号。以下「取扱要領」という。)にいう測量、調査、建設コンサルタント等のうち「建設コンサルタント等に係るプロポーザル方式の実施について」(平成6年9月30日付け港管第2215号。以下「プロポーザル方式実施通達」という。)記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき見積価額が<u>6,900万円</u>以上のものとする。ただし、土木詳細設計業務、建築実施設計業務は本手続の対象としないものとする。</p>	<p>1 対象業務</p> <p>本手続の対象業務は、契約業者取扱要領(昭和55年12月1日付け港管第3722号。以下「取扱要領」という。)にいう測量、調査、建設コンサルタント等のうち「建設コンサルタント等に係るプロポーザル方式の実施について」(平成6年9月30日付け港管第2215号。以下「プロポーザル方式実施通達」という。)記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき見積価額が<u>6,800万円</u>以上のものとする。ただし、土木詳細設計業務、建築実施設計業務は本手続の対象としないものとする。</p>